平成２７年（フ）第９０５号
埼玉県上尾市大字原市1235－４、住民票上の住所さいたま市北区吉野町２丁目217番地40
債務者　鈴木　金也
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２７号
埼玉県志木市上宗岡３丁目15番12号　フロントディーガ　202号
債務者　清水　　隆
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９５２号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区42棟506号
債務者　諏訪　光代
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９６２号
埼玉県戸田市下戸田１丁目６番15―303号
債務者　中里　友紀
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９７６号
埼玉県志木市幸町４丁目７番１号　アートパレス志木Ｎｏ１　201号
債務者　後藤　彩乃
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９１号
埼玉県草加市青柳７丁目９番25号　グランドメゾン芹沢302号
債務者　高橋　喜重
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４０８号
埼玉県春日部市米島1042番地17
債務者　中井　隆義
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区11棟508号
債務者　江上　　弘
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
埼玉県坂戸市末広町18番地１サンウインドＡ―102号室
債務者　諏佐組こと　諏佐　和宏
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４６５号
埼玉県川越市豊田町３丁目20番地５（Ｇｅｎｓ・Ｓｏｌｅｉｌ303）
債務者　井上　智弘
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８３号
千葉県山武郡九十九里町小関2234番地１
債務者　中村　**禧**之
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
千葉県長生郡白子町古所5421番地４　サンシティ白子Ｂ201、住民票上の住所千葉県山武郡九十九里町小関2234番地１
債務者　中村　淳也
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７号
千葉県旭市後草196番地11
債務者　松本　靖之
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２号
千葉県銚子市大橋町１番地の２　リバーハイツ102
債務者　山口　芳美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１６２号
大阪府寝屋川市中木田町31番６号（201号）
債務者　村山　麻未（旧姓濵﨑）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８８号
大阪府高槻市芝生町３丁目21番20号
債務者　松井　　泉
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１０４５号
東京都練馬区南大泉１丁目７－５
破産者　鍵本　晃治
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部